

発電側課金の導入について 中間とりまとめ（案）
に対する意見募集の結果について

令和5年4月20日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業制度企画室

令和5年3月8日（水）～令和5年4月7日（金）にかけて、標記とりまとめ案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。ご協力をいただきましてありがとうございました。

記

1. 意見募集期間

令和5年3月8日（水）～令和5年4月7日（金）まで

2. 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、電子メール

4. 意見募集結果

21件（御意見の概要及びそれに対する考え方は別紙参照）

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、1件の意見に複数の意見が含まれる場合は、回答の分かりやすさの観点から意見を分割して整理しており、数字が合いません。

※なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。

5. お問い合わせ先

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業制度企画室
電話：03-3501-5847

いただいた御意見に対する考え方（案）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	kW 課金について、実際に逆潮した出力 kW に基づき発電側に負担を求める等、実際の利用を超えて発電側が負担することとならないように、適切な措置を講じていただきたいと思います。実際の逆潮 kW が、あらかじめ算定された課金対象の kW に対して大きく下回るような利用状況が想定され、発電側の負担が過大となる可能性があることから、適切な措置を求めるものです。	発電側課金のベースとなる最大受電電力については、発電事業者と一般送配電事業者との協議により決定するものであり、一般送配電事業者が単独で算定するものではありません。実際の逆潮 kW 等に基づいて最大受電電力を適切に設定するなど、当事者間でよく協議を行うことが重要と考えます。
2	従量制料金となる kWh 課金の導入は歓迎します。今後の設備導入状況に応じ、kWh 課金比率の更なる増加について引き続き議論いただきたいと思います。 理由としては、ノンファーム型電源の増加が見込まれる中、受益者負担の観点からは固定料金よりも従量制料金が妥当と考えます。また、kW 課金は設備利用率の低い再エネ電源の負担が相対的に大きくなり、再エネの導入拡大にブレーキをかける懸念があります。	今般、kW 課金と kWh 課金の比率を 1 : 1 で始めることとした理由としては、将来における送電設備の整備費用を巡る状況を先行的に考慮して、kWh 課金の比率に関して上積みを行うとの考え方の下で設定したものです。 今後の比率の見直しに関しては、必要に応じて検討することとしたいと思います。
3	従量制料金となる kWh 課金を導入いただいたことは歓迎します。今後の設備導入状況に応じた kWh 課金比率のさらなる増加について、引き続き、検討・議論を行っていただきたいと思います。 理由としては、ノンファーム型接続電源の増加が見込まれる中、受益者負担の観点からは固定料金よりも従量制料金が妥当と考えます。また、kW 課金は設備利用率の低い再生可能エネルギー電源の負担が相対的に大きくなり、再生可能エネルギー導入拡大の制	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	約となってしまうことが懸念されるためです。	
4	北海道エリアでの FIT/FIP 電源において、変動緩和要件を満たす上で設置された併設蓄電池については、FIT/FIP の対象内設備と考えられることから、認定期間中については発電側課金の対象にならないとの理解でよいでしょうか。また、課金の対象か否かの判断に迷うような事例に関しては、できるだけ具体的な記載をお願いしたいと思います。 北海道エリアでの変動緩和要件を満たす上で設置された併設蓄電池は FIT/FIP の対象設備であると考えられますが、取扱いについて確認するものです。	発電設備併設蓄電池についての技術的詳細が検討中であるため、課金の扱いは、そうした検討が行われた後に今後検討する予定です。
5	既認定 FIT/FIP への事後的な蓄電池設置については kW 課金と kWh 課金ともに免除していただきたいと思います。 理由としては、発電設備併設蓄電池によって変動電源の電気の供給タイミングをシフトでき、系統への負荷軽減が期待されるためです。	
6	今回のとりまとめでは発電側課金について kW 課金と kWh 課金のハイブリッド型での導入が示されているが、製造業が保有する自家発電も含め、電力事業者との個別契約に基づく平時の逆潮分については制度趣旨を鑑みると kWh 課金対象とする考え方は妥当と考えます。 他方、災害時や厳気象等による需給逼迫時に於いては、送配電事業者等からの要請に基づき個別契約を越えて自家用、売電用問わず発電出力を増加して逆潮することが多々存在します。例えば 2011 年の東日本大震災や 2018 年の北海道胆振東部地震の災害時、また直近では 2021 年、2022 年冬季等の電力需給逼迫時において重要な供給力の一角として役割を果たしてきました。 これらの逆潮は平時における個別契約を越えて非常時における電力安定供給の維持と	御指摘のように、東日本大震災や北海道胆振東部地震後のような緊急事態には、一般送配電事業者等の要請により、産業用の自家発電などの電源が、系統設備の安全性担保を前提として、契約上の最大受電電力を超える電力供給（逆潮）を求められる場合があります。この場合、逆潮した電力は一般送配電事業者が購入することになりますが、発電側課金導入後は、通常時であれ緊急時であれ、一般送配電事業者は、発電側が発電側課金を負担していることを前提として購入価格を設定することとなります。この結果、一般送配電事業者は、発電側課金を織り込んだ対価を支払う

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	いう社会的要請の観点から実施しているものであることから、これらの様な非常時における逆潮分については全ての電源において kWh 課金の対象とすべきではないものと考えます。	こととなるため、発電側に実質的な負担は生じないと考えられます。そうした前提の上に、緊急事態において要請される一時的な逆潮に対してのみに制度上の特例を設けることはせず、契約超過分相当の kW 課金と、逆潮分の kWh 課金について発電側課金の負担を求める予定です。
7	期初想定を超えて発電側課金による資金回収がなされる場合には、5 年を待たずに課金単価の見直しを行う制度とすべきと考えます。 理由としては、新たな再エネ電源の導入拡大が見込まれる一方、新規発電所については「供給計画」に組み込まれていない可能性があり、発電設備規模が規制期間期初の想定値を大きく超過し、結果として発電側課金（kW 課金）を期初見込みよりも多く徴収することがあり得るためです。	レベニューキャップ制度では、規制期間（5 年間）における収入上限と想定需要を踏まえて、期初において需要側託送料金を設定することとしていることから、発電側課金においても同様に、規制期間における想定発電電力量を踏まえて、期初において課金単価を設定することとしています。
8	期初における想定を上回る発電側課金による資金の回収がなされる場合には、5 年未満の適切な期間に課金単価の見直しができることとする等、経済合理性のある制度にすべきと考えます。 理由としては、新たな再生可能エネルギー電源の導入拡大が見込まれる一方で、新規発電所については「供給計画」に組み込まれていない可能性があります。発電設備の規模が規制期間における期初の想定値を大きく上回り、その結果、発電側課金（kW 課金）を期初の見込みよりも多く徴収できていることが理論上はあり得ることから、社会コストの最小化の観点から、課金単価を見直すことができる期間の設定に柔軟性を持たせることが合理的です。	その結果、需要側託送料金の各電圧と発電側課金のそれぞれについて、規制期間での想定収入と実績収入に乖離が生じることが想定されますが、レベニューキャップ制度においては特定の需要側の各電圧や発電側に負担が偏ることを回避する等の観点から、収入上限全体での調整を原則として翌規制期間に行うと共に、翌規制期間における課金単価を見直すこととしています。
9	割引相当額を均等配分した結果、割引無しの発電所の kW 単価が値上がりするという制	今後、一般送配電事業者において算出等ができ次第、課金

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	度と理解しました。最大でどの程度の値上がりが想定されるかについて、制度開始前に明らかにしていただければと思います。理由としては、値上がり幅が発電事業者の収益見通しに影響があるためです。	水準等については公表する予定です。
10	発電側課金の発電事業者負担の費用水準について、発電事業者にとっては 10 社平均の 150 円/kW・月ではなく、各一般送配電事業者における kW 単価・kWh 単価が真に必要な情報であることから、制度開始前に十分な余裕を持って、各一般送配電事業者より kW 単価・kWh 単価および代表地点における割引情報等を公表することを検討していただきたいと思います。理由としては、既設発電所の今後の方針策定に必要な情報であり、その他新規投資案件の予見性を高めるためです。	
11	早期にエリア毎の kW 課金および kWh 課金の料金単価の水準を明示してほしいと思います。課金水準が不明確なままでは相対契約の見直しに関する協議着手が困難であるためです	
12	一定の想定や過去特定年度の実績データを用いた試算、幅を持った数値等で構わないので、課金単価（kW 課金、kWh 課金）等について定量的に示して頂いた上で、今後の詳細設計議論を進めていただきたいです。 また、定量値が示された時点で改めて広く意見を聞く場を設定いただきたいです。 理由としては、個別電源の負担額を算定する際の変数が多いことから、定量感をもった議論進行がなされない場合、仕上がりとして各電源の負担額に著しい偏り・不公平感が生じることを危惧するためです。	今後、一般送配電事業者において算出等ができ次第、課金水準等については公表する予定です。 なお、第 32 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の資料 1 において、発電側課金による負担イメージ等を提示しております。 課金水準等の公表後の対応に関する御意見については、一般送配電事業者において関係者の理解を得られるよう、促してまいりたいと思います。
13	一定の想定や過去における特定年度の実績データを用いた試算、或いは幅を持った数値	第 32 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネット

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	等でも良いと考えていますが、課金単価（kW 課金、kWh 課金）等については定量的に数値を示していただいた上で、今後の議論を進めていただきたいと思います。また、定量的な数値が提示された時点で、改めて広く意見を聴取する機会を設けていただきたいと思います。 理由としては、個別電源の負担額を算定する際の変数が多いことから、定量感を持った議論の進行がなされない場合、本制度の詳細設計の仕上がりとして、電源ごとの負担額に著しい偏りや不公平感が生じることを危惧しているためです。	ワーク小委員会の資料 1 において、発電側課金による負担イメージ等を提示するなど、これまでも一定の仮定を置いた試算結果を示しつつ、議論・検討を進めてまいりました。今後、一般送配電事業者において算出等ができ次第、課金水準等については公表する予定です。 課金水準等の公表後の対応に関する御意見については、一般送配電事業者において関係者の理解を得られるよう、促してまいりたいと思います。
14	既認定 FIT/FIP 事業者に対しても発電側課金の制度導入当初から仮に課金対象だった場合の課金水準を通知してほしいと思っています。	課金単価については一般送配電事業者ごとに公表するため、発電事業者において、およそのイメージを持つための試算をすることが可能となる予定です。
15	発電端 kW から送電端 kW に変換するにあたっての算定方法を明記いただきたいと思います。理由としては、電源によって所内率が異なるためです。	想定発電 kW の算出に関して、供給計画値の補正として、発電端 kW を送電端 kW に補正する際、直近の年度の発電端 kW と送電端 kW 実績値の比率を用いて補正計算することを予定しています。
16	非 FIT/非 FIP 電源等の供給計画を提出しない非電気事業者の保有する電源の発電 kW と発電 kWh をどのように想定するのか明記いただきたいと思います。理由としては、想定発電 kW 及び想定発電 kWh は課金単価算定上の重要な要素であるためです。	一般送配電事業者において、実績を踏まえて算出する予定です。
17	割り引いた分を均等配分するにあたり、割引総額が大きくなると均等配分額が大きくなります。この均等配分額が大きすぎる場合は投資予見性を損ねることから、早めに割引影響による加算分を公表していただきたいと思います。また、加算分が過大なものとな	今後、一般送配電事業者において準備ができ次第、公表される予定です。 割引相当額の均等配分に当たり、上限を設けることについ

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	らないよう、一定の上限を設ける等の措置を希望します。	て現時点では想定しておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。
18	割引制度について、割引 A-1 と割引 B-1 が共に適用される場合には、kW 課金が 0 円になるのでしょうか。或いは、エリア全体の割引相当額については各 kW 課金に均等配分することとされていることを鑑みると、この均等配分にともなう kW 課金のみは適用されるということでしょうか。	割引 A-1、割引 B-1 の際でも、割引相当額を均等配分した額が kW 課金として適用されます。「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」において、その旨が伝わるよう、注釈を追記します。
19	発電側課金の割引対象地域に関する情報として、ローカル系統における送電線等の粒度まで開示いただきたいと思います。基幹変電所の情報だけでは電源立地候補地の接続先が不明確であり、発電設備の設置予定者から一般送配電事業者への問合せ時に、接続検討申込等をしないと割引適用有無を判定できないといった対応を受ける可能性もあり得るためです。	高圧・低圧電源については、割引対象地域と想定されるエリアを地図上等に示したものをウェブサイトで公表した上で、詳細は問い合わせ対応とする予定です。発電設備の設置予定の際には、そうした情報等を活用していただければと思います。
20	24・25 ページの 2. 発電側課金の詳細設計 4 割引制度 (6) 割引対象地域の公表・通知は「発電者や発電設備の設置予定者が、割引対象地域や基幹変電所・開閉所エリア等に関する情報を把握できるような仕組みを整備する」とし、その具体的な方法として以下の 3 つを挙げています。 1. 託送供給等約款に、割引対象となる基幹変電所及び配電用変電所の名称を記載・公表する。 2. 発電側課金の導入に先立ち、発電者に対し、発電所が接続している変電所の名称を通知する（5 年毎に行われる割引対象地域の見直し時も同様に対応）。 3. 高圧・低圧電源については、割引対象地域と想定されるエリアを地図上等に示したものをウェブサイトで公表した上で、詳細は問い合わせ対応とする。特別高圧電源につい	高圧・低圧電源については、割引対象地域と想定されるエリアを地図上等に示したものをウェブサイトで公表した上で、詳細は問い合わせ対応しているほか、特別高圧電源については、現在の公表情報（空き容量マップ等）をベースとして、詳細は問い合わせ対応としています。今後、発電設備を設置する際には、こうした情報を活用することが可能であり、「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（案）」に記載している方法に支障があるとは想定しておりませんが、もし改善の必要性がある場合は、検討してまいりたいと思います。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ては、現在の公表情報（空き容量マップ等）をベースとして、詳細は問い合わせ対応とする。 第1項の「基幹変電所及び配電用変電所の名称」では、それら変電所の位置を正確に特定することも、またある地域に発電設備を設置した場合に、それらの変電所に連系することになるかを正確に識別することも困難です。 第2項は、設置予定の発電設備について触れたものではありません。 第3項は、設置予定者がまずある地点を特定し、送配電事業者がその地点について、割引対象となるかを回答する、という方法を示しています。この方法では、照会者は闇雲に候補地を指し示し続け、割引対象地域がどこかを探ることとなります。 投資を促進するには、どの地域に発電設備を設置すれば割引対象となるのかを、地図情報でご提示いただく必要があります。よって第1項と第3項を併せ 1 当該変電所並びにその割引対象となる送配電線について、緯度経度を含む地図情報を開示していただくこと 2 確認のための照会にご対応いただける体制を整えること の2つの取組に再編いただくことを、ご検討いただきたいと思います。	
21	出力制御のタイミングと抑制量について、一定の予見性がある場合に関しても、割引対象に含める等の適切な措置を講じていただきたいと思います。 予め出力制御のタイミングと抑制量について一定の予見性がある場合においても、送配電設備都合により送電が行えない場合、発電事業者は発電側課金による送電に要する費用を負担しているにも関わらず便益を受けることができません。加えて、需要側においては送配電側都合により供給が行えない場合は割引対象となることから、整合性の観点	需要側の託送料金では、作業停止や設備故障等により電気が供給されなかった場合には、基本料金の割引が手当されています。発電側についても同様に、発電側課金の割引を手当することが考えられますが、発電側は、託送供給等約款上、一定の場合において出力抑制に応じることが求められています。給電指令時補給との関係等を考慮し、緊急時

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	からも、適切な措置を求めるものです。	の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において割引を手当することを基本とすることとしました。
22	「発電側課金に関する既存契約見直し指針」（転嫁ガイドライン）を策定・制定することですが、審議会において具体的な対応策の事例が示されませんでした。非 FIT/卒 FIT の発電設備を所有する事業者が「事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行う」ために制度面でどのような施策を検討しているのか明らかにしていただければと思います。理由としては、円滑な転嫁を進められるように事前に社内検討を進めておきたいからです。	第 47 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「非 FIT/卒 FIT については、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うなど、発電側課金の円滑な導入に向けた取組・検討を進めていく。」とされたところです。今後、転嫁が適切になされているか、アンケートやヒアリングなどを通じて監視していく予定です。
23	以前の指針で示されていた「発電側課金の増額想定分、小売事業者が負担する託送料金の減額想定分等の適切な情報共有」については、契約当事者間の自主性に任せるのではなく、発電事業者から一般送配電事業者へ当該情報の提供を依頼した際に一般送配電事業者から発電事業者へ当該情報の提供が行われる、といったような適切な情報共有が確実に行われるようなスキームを検討いただければと思います。理由としては、コスト構造を発電事業者が正確に把握することで、相対取引先との料金交渉（価格転嫁）を円滑に進めるためです。	今後、「発電側課金に関する既存契約見直し指針」（転嫁ガイドライン）を策定・制定することとしておりますので、そうした政策検討の参考にさせていただきます。
24	現状発電事業者として認識している転嫁のイメージは以前に貴事務局が示された大量導入小委員会での資料 1「発電側課金の見直しについて」です。 ここでは、発電事業者への課金額のイメージとして、太陽光は 0.97 円/kWh が示され（P19）、一方、小売事業者の減額分としては、平均 0.5 円/kWh とされており（P28）、	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	双方の数値は同じではない状態です。 そのため、太陽光の PPA にて、発電事業者と小売事業者との間で金額の違いから契約がスムーズに進まなくなることを懸念します。 「相対契約見直し指針」の作成においては、課金額、転嫁額など、具体的な数値にまで踏み込んで、事業者が転嫁で惑わないようにしていただきたいと思います。	
25	P37 では、「発電側課金に関する既存契約見直し指針（転嫁ガイドライン）」（以下、「本指針」と記載）を策定・制定すると記載されていますが、本指針は、「発電側課金の小売側への転嫁の円滑化」を目的としており、発電事業者及び特定卸供給事業者と小売電気事業者間での既存の相対契約の見直しに基づいて、発電側課金により発電事業者及び特定卸供給事業者に生じる追加負担（以下、「当該追加負担」と記載）を小売電気事業者に転嫁する方法等を整理するものと解されます。 一方、再エネの市場統合の進展に伴い、活用が増えるバーチャル PPA の場合、発電事業者及び特定卸供給事業者は一般的に電力を卸電力市場に売電するため、小売電気事業者との相対契約やそれに基づく電力取引は行わず、代わりに、需要家との相対での環境価値（非 FIT 非化石証書）の取引を行います。 この場合、発電事業者及び特定卸供給事業者は、本指針が想定するような発電事業者及び特定卸供給事業者と小売電気事業者間の既存の相対契約の見直しによる、当該追加負担の転嫁を行えず、当該追加負担の回収には、(1) 卸電力市場での取引価格の上昇による確実な回収が担保されること、もしくは、(2) 需要家に（当該追加負担の一部または全てを）転嫁すること、のいずれかが必要となります。 したがって今後、卸電力市場に売電する場合においても、確実に当該追加負担分の回収	卸電力取引市場での費用回収方法については、第 57 回制度設計専門会合の資料 4 をご参照いただきつつ、当事者間で協議いただきたいと思います。その上で、御指摘については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	が担保されるような制度等の検討・構築や、本指針にて、小売電気事業者のみならず、需要家への転嫁を想定した事例や方法等の整理を行うことが、再エネの大量導入や市場統合を推進する観点でも求められると思料しますが、どうでしょうか。	
26	発電側インバランス料金精算と同じように、毎月 1 日から当該月末日までを算定期間とし、翌々月に発電側課金を精算するようにしてほしいと思います。 分散検針の対象となる発電所を複数保有する事業者にとって五月雨式での発電側課金の請求と支払いに対応するのは実務上負担が大きいためです。	需要側の託送料金における基本料金の扱いと同様にすることを基本とし、現在の整理としているところです。御指摘の点に関しては、今後、必要に応じて検討をさせていただきたいと思います
27	P31 で、支払期日を支払義務発生日（＝検針日）の翌日から起算して 30 日目までとしていますが、先日開催された発電契約者向けの説明会資料では、計算結果データの公開は、検針日から起算して最大 7 営業日となっており、発電契約者が発電者からの入金を確認した後に、一般送配電事業者に入金するフローを踏まえるとあまりに短すぎます（とりわけ、GW や正月など休日が重なる月是对応困難となる可能性が高いです）。よって、（１）30 日の日数を増やす、（２）計算結果データの公開日から起算して 30 日とする、（３）これらが実現できない場合は、発電 BG の代表者に代わって一般送配電事業者が回収業務を行うことを規定するべきであり、これらが 9 月頃に予定している託送供給約款の認可申請に反映されていない場合は、審査の場で適切に審査することを要望します。	御指摘の点に関しては、今後、必要に応じて検討をさせていただきたいと思います。
28	P29 以降で、実務に関する記載があり、発電契約者の実務負担を軽減するという考え方が示されています。しかしながら、先日、監視等委と送配電網協議会の主催で開催された発電契約者向けの説明会が開催され、発電契約者が発電側課金額と買取料金の相殺をせず、個別請求を行うことを予め一般送配電事業者と合意しておけば、毎回個別請求意	御指摘の点に関して、一般送配電事業者に対して、必要に応じて制度運用の検討をするよう、促したいと思います。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	思の連絡・確認作業は不要であるはずなのに、業務フローではそうっておらず、社会的コストを無駄に増大させているようにしか見えません。無駄な業務を避ける観点からも、こうしたプロセスが不要となる業務フローに見直すよう、監視等委から送配電網協議会に働きかけていただきたいと思います。	
29	P30 に、「発電側課金の支払義務は、発電 BG に属する場合であっても発電者が負うこととなるが、その支払い方法については、以下を踏まえ、発電 BG に属する発電者については、発電 BG の代表者経由で発電側課金を支払う」とあるが、発電契約者の業務はあくまで代行回収であり、発電契約者が発電者の発電側課金に係る債務を連帯責任で負うことはないことを本中間とりまとめにおいて明確に記載していただきたいと思います。	「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（案）」において、発電者が支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目）までに発電 BG の代表者に対して発電側課金を支払わない場合は、当該発電者に対する未収分に係る回収業務は発電 BG の代表者に代わって一般送配電事業者が行うことを託送供給等約款に規定することが記載されております。
30	P30 に、発電 BG に属する発電者については、発電 BG の代表者（発電契約者）経由で発電側課金を支払うとありますが、発電契約者が、グループ会社等の第 3 者に発電者及び一般送配電事業者との一連の回収業務を委託することも可能となるよう、今後認可申請予定の託送供給約款に適切に記載すべきです。	御意見も踏まえ、今後、一般送配電事業者と調整をしてまいります。
31	3 月 28 日に送配電網協議会主催による発電契約者向けの回収業務の実務に関する説明会が実施されましたが、説明のあった業務フローは非常に煩雑、かつ発電契約者に対して非常に重い負担を強いる可能性があるもので、衝撃を受けています。 当日は、業務委託費用の支払いに関する説明がありましたが、現在は各発電契約者に委託費用水準のアンケートを取っている段階で、その水準は明らかになっておらず、また性格上、その水準は全事業者一律になることが想定されます。	発電側課金の料金代行回収に係る負担の軽減について御指摘をいただいておりますが、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	既存の発電量調整供給契約の仕組みを活用することが合理的であることは理解しますが、そもそも発電側課金は一般送配電事業者の強い要望で導入されたにもかかわらず、発電契約者が代行回収に係る費用を回収できない価格水準での業務委託契約を約款の規定を以って半ば強制的に締結させられるのは、発電契約者としては到底承服できるものではありません。これを回避する手段としては、発電B Gを解約、すなわち発電者との買電契約を解約する選択肢しか残っておらず、競争政策上も大きな問題になり得ると考えます。よって、原則的には、発電量調整供給契約の仕組みを活用しつつも、発電契約者が代行回収に係る費用を回収できないなどの合理的理由がある場合には、当該発電契約者に属する発電者の発電側課金は一般送配電事業者が直接回収することを可能とするよう約款上規定すべきです。尚、こうした業務フロー等の実務面の課題は制度設計の議論では全く想定されておらず、今後の制度設計専門会合で有識者も交えた議論をお願いしたいと思います。	
32	再生可能エネルギー発電設備が商業運転する前に試運転を実施するケースが通例であるが、試運転時の発電側課金の扱いについてご教示いただければと思います。試運転時にはすべての発電設備が整っていないことも想定され、完成後の発電設備の最大出力に対して少ない出力で運転すること多いですが、仮に試運転時も発電側課金が課される場合、kW課金は完成後の発電設備の最大出力をもとに課金されることとなりますでしょうか。また、発電側課金が免除されるFIT・FIP発電設備の試運転時の課金適用有無についてもご教示いただきたいと思います。	契約に基づく逆潮の開始日（系統連系開始日）を料金適用開始日としています。そのため、系統連系開始日より前に試運転をする際には、発電側課金は課金されませんこととなります。 調達期間等内のFIT/FIPに関しても同様です。
33	発電側課金の導入は2024年からということであるが、2024年度(2024年4月以降)に落札となる入札案件から導入すると考えてよいのでしょうか。また、発電側課金の導入	発電側課金については、導入前年度（2023年度）の入札で落札した場合を含む既認定FIT/FIPは、調達期間等

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	は入札案件の事業計画において相応のインパクトをもたらすことになるので、洋上風力の入札の FIT 上限価格策定においては、それを加味した上限価格を設定していただきたいと思います。	の終了後から発電側課金の対象とし、2024 年度以降、新たに FIT/FIP 認定を受ける案件については、調達価格・基準価格等の算定において考慮する形で、2024 年度に導入することとされています。2024 年度以降の新規認定における調達価格・基準価格・上限価格等については、今後、調達価格等算定委員会の意見を尊重する形で決定いたします。
34	発電者側からすれば、新規 FIT/FIP に託送料金を課すことは、新規案件開発の経済性を低下させることになりかねません。これら新規案件の FIT 買取価格はすでに低くなっており、また、新たに導入された FIP においてはプロジェクトファイナンスをはじめ主な投資手法が広く採用されていない（すなわち、IPP 及びレンダーのモデリングによる評価・計算は FIT とは異なる）ため、例えば 1 円/kWh に相当する託送料金の課金は、事業の評価価値を 10%以上（すなわち、例えば（1 円/kWh 託送料金） / （9.X 円/kWh 売電価格））引き下げることになります。したがって、一般論として発電側課金制度の導入は市場に好ましくないと思います。 上記を鑑み託送料金の補助・立替え制度が検討・導入される場合： i. 一部ではなく全額立替えでお願いいたします。 ii. 立替えのタイミングについては、毎月（FIP の計算及び FIP のプレミアム支払いのタイミングに対応）にしていなければありがたいと思います。 託送料金の立替えにおいて、託送料金の課金に対する納金とその立替えとの間にタイムラグがある場合、DSCR（元利金返済カバー率）及びキャッシュフローにも影響を与え、	2022 年度の調達価格等算定委員会では、新規 FIT/FIP（2024 年度以降、新たに FIT/FIP 認定を受ける案件）の調達価格・基準価格等の算定における発電側課金の考慮にあたっては、これまでの関係審議会における議論を踏まえ、 ・発電側課金により発電事業者の費用負担が増えることを踏まえ、発電側課金を「事業を効率的に実施する場合に通常要すると認められる費用」として扱う ・その際、調達価格や入札の上限価格が全国大で設定されてきていることから、エリア別ではなく全国平均での発電側課金による費用負担の増加分を想定し、調達価格等の算定において考慮する との方向性で検討を進めるとの意見がとりまとめられています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	融資規模を縮小させることに繋がり、案件価値の下落を招きかねません。	なお、2022 年度の同委員会の意見では、2024 年度の調達価格等の算定において考慮する、全国大でみて平均的な発電側課金による費用負担の増加分の具体額については、各一般送配電事業者からの申請内容を踏まえた、電力・ガス取引監視等委員会における算定結果を踏まえて議論することとされています。
35	制度の詳細設計はまだ道半ばということを前提とし、上記想定のと送料立替えが発電側課金の全額をカバーする場合は、特に異存ございません。立替えが全額ではなく部分的にのみ費用をカバーする場合（例えば、送料の一部は固定金額でカバーし、残りは立地地点・地域によって異なる課金額が課せられるなど）、上記同様、その不確実性ゆえに案件の経済性を脅かす可能性があるかと理解しております。	新規認定における調達価格・基準価格・上限価格等については、今後、調達価格等算定委員会における議論を尊重する形で決定します。
36	現行のままとしてはどうでしょうか。 発電側課金を課しても、結局は消費者に負担が上乗せされます。また、発電・送配電・小売が同じ会社の場合には、ひとつの社内で費用をかさましして消費者に請求しているのとほとんど同じに消費者からは見える、納得できない消費者が増えると思いました。	再生可能エネルギーの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じています。そうした中で、発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、発電事業者の一部の負担を求めるものです。
37	良い政策だと思うものの、理由をつけて消費者に負担を押し付ける形になりかねないと思います。 また、「太陽光パネルの作り逃げ」対策として発電時だけでなく最初の設置にも負担させ	発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、小売事業者が全て負担している送配電設

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	るべきと考えます。	備の維持・拡充に必要な費用について、発電事業者の一部の負担を求めるものです。 また、当制度は送配電設備の維持・拡充に必要な費用に関する制度であるため、太陽光パネルの設置に対する負担は求めない予定です。
38	23 ページの 1 行目「または」は、他の箇所例と同様に「又は」の方がよいと思います。	御指摘のとおり修正します。